

## 年末年始のごみ収集

<鳥取地域版> (合併地域の収集日は「総合支所だより」をご覧ください。各総合支所市民福祉課にお問い合わせください。)

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレー・資源ごみ・小型破碎ごみ	
12月	23日(火・祝)	収集します				
	29日(月)	収集します	お休みします			
	30日(火)	収集します	お休みします			
	31日(水)	収集します	お休みします			
1月	1日(木・祝)	お休みします	お休みします(8日に振替)	お休みします		
	2日(金)	お休みします	お休みします(9日に振替)	お休みします		
	3日(土)	お休みします				
	5日(月)以降	収集します				
	12日(月・祝)	収集します	お休みします(14日に振替)	収集します	お休みします	

※必ず8時までに出してください。

※神谷清掃工場への直接搬入は、12月31日(水)15:00まで受け付けます。

年始は平成21年1月5日(月)から受け付けます。

※大型ごみ受付センターは、12月27日(土)～1月4日(日)の間お休みします。

※この表は、収集日に当たる地域のみが対象となります。

### 問い合わせ先

市役所本庁舎生活環境課  
TEL (0857)20-3217

## 年末年始のお休み

施設名	12/26(金)	12/27(土)	12/28(日)	12/29(月)	12/30(火)	12/31(水)	1/1(木・祝)	1/2(金)	1/3(土)	1/4(日)	1/5(月)
市役所	市役所・各総合支所 水道局	平常どおり	お休みします ※市民課証明コーナーは12/27(土)・28(日)、1/4(日)は平常どおり受け付けます。								平常どおり
病院	市立病院 佐治町医科診療所 佐治町歯科診療所	平常どおり	当直医が診療 救急当番日 8:30~12:00	当直医が診療 お休みします						救急当番日	平常どおり
教育文化施設	文化センター・ホール	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	中央・気高・用瀬図書館	平常どおり(※26ページ参照)		お休みします						平常どおり	
	勤労青少年ホーム	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	各中央・地区公民館 視聴覚ライブラリー 市民会館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
文化観光施設	サイクリングターミナル砂丘の家 歴史博物館(やまびこ館)	平常どおり	お休みします				※24ページ参照		平常どおり	お休みします	
	仁風閣 わらべ館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	レーク大樹	平常どおり	入浴以外休業※	お休みします	平常どおり(※12/29~1/3の入浴は10:00~15:00)		平常どおり		お休みします		
	とっとり出会いの森	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	因幡万葉歴史館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	福部ふれあい会館	平常どおり		お休みします						13:00~17:00	
	砂丘情報館サンドバル	平常どおり		9:00~22:00(※砂丘イリュージョン期間中は延長営業)						平常どおり	
	城下町とっとり交流館高砂屋	平常どおり	お休みします		6:30~12:00		お休みします		平常どおり	お休みします	
	お城山展望台河原城	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	湯谷荘	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	流しひなの館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	さじアストロパーク	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	かみんぐさじ	平常どおり		お休みします						平常どおり	
体育施設	浜村遊漁センター	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	浜村温泉館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	鹿野そば道場	平常どおり(※12/31午後はそば打ちなし)		お休みします						平常どおり(※そば打ちはなし)	
	ホットピア鹿野	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	鹿野おもしろ市	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	山紫苑	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	青谷ようこそ館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	あおや和紙工房	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	かちべ伝承館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	あおや郷土館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
福祉施設	青谷上寺地遺跡展示館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	市民体育館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
福祉施設	各町・地区体育館	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	美保球場	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	鳥取海洋センター	平常どおり		お休みします						平常どおり	
	バードスタジアム	平常どおり		お休みします						平常どおり	
福部町ほっとスイミングプール	平常どおり		お休みします						平常どおり		
佐治海洋センター	平常どおり		お休みします						平常どおり		
さざんか会館	平常どおり		お休みします						平常どおり		
さわやか会館	平常どおり		お休みします						平常どおり		

※出生・死亡など戸籍の届出は、休日・夜間でも、市役所本庁舎または各総合支所で受け付けます。

市役所本庁舎 (0857) 22-8111

# 世界人権宣言採択 60 周年

— 12月4日～10日は人権週間 —

「世界人権宣言」は、基本的人権や自由を尊重し、確保するために、世界のすべての人々とすべての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和 23 年 12 月 10 日の第 3 回国際連合総会で採択されたもので、本年で 60 周年を迎えます。

この記念すべき年にあたり、本市で長く同和教育や人権啓発に関わってこられた徳田秀雄とくだひでおさんに、世界人権宣言についての思いを寄稿していただきました。

## 私と世界人権宣言

鳥取市同和教育協議会  
顧問 徳田秀雄



私は、1957 年に被差別部落を有する学校に赴任しました。そのころの私といえば、同和教育を「童話教育」と捉えていました。今思えば汗顔の至りです。しかし、常に生徒一人ひとりの思いや願いを共有しながら、ともに歩んできました。生徒に接することは楽しくもあり、喜びでもありました。

進路指導の話し合い、深夜に及ぶ保護者との本音の話し合いなどは、いつも真剣勝負でした。その当時に出会った生徒たちが、今も自分で作った新鮮な野菜を届けてくれます。出会い、ふれあいを大切にしたい賜でしょうか、感謝しながらおいしくいただいております。

有地区校に赴任してから今日までの 50 年間、人生の大半をさまざまな形で同和教育、人権問題に関わることができたことは私の誇りであり、私の人生の証あかしでもあります。1960 年ごろ、文部省が出した「生徒指導の手引き」の中で、一人ひとりの生徒の理解と個の伸長を推進するよ

う指導がありました。さまざまな問題や課題を持っている子どもに寄り添い、解決を図る、これは文部省と同和教育の指導理念が一致するものでした。同和教育の普遍性が、改めて明らかにされたことでもあり、その正しさや先見性が証明されて、とてもうれしかったことを今でも昨日のこのように思い出します。

今日まで、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けて、多くの仲間とともに自分なりに精一杯がんばってきました。この間、いかほどのことができたのか不安もありますが、「差別は不当」という社会の意識をつくることには、いづらか貢献できたかもしれないと思います。世界人権宣言も、この「差別はだめ」を基本として、誰もが平和で幸せに生きていくために、人が人として生まれながらに持つ権利を明らかにしています。その内容は、日本国憲法と多くの共通点を持っています。学習会でこのことを初めて知ったときは驚きであり、日本人として我が国の憲法を世界に誇りたい気持ちでした。自分の関わっていた同和教育や人権啓発の実践は、60 周年の歴史を迎える世界人権宣言とつながっていたことをいまさらながら実感してうれしく思う今日このごろです。

## 世界人権宣言 Universal Declaration of Human Rights

世界人権宣言の日本語訳としては外務省の「仮訳文」が広く紹介されています。ここでは、より親しみやすい表現をめざしたアムネスティ・インターナショナル日本支部の訳文で第 1～3 条を紹介します。

### 第 1 条 みんな仲間だ・・・

すべての人は、自由に、そして尊厳と権利について平等に生まれている。人は理性と良心を授けられており、互いに兄弟の精神をもって行動しなければならない。

### 第 2 条 差別はいやだ・・・

人は、皆、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治上やその他の意見、民族的または社会的な出身、財産、生まれその他の身分による、どのような種類の差別も受けることなくこの宣言に掲げるすべての権利と自由を得ることができる。さらに、その人の所属する国

や地域が、独立国が、信託統治地域が、非自治地域が、またはその他主権に何らかの制限があるかどうかにかかわらず、政治上、管轄上または国際上の地位に基づくどのような差別も受けることはない。

### 第 3 条 安心して暮らす・・・

人は皆、生命、自由、および身体の安全を守る権利を持つ。

(株) 解放出版社刊「すべてのヒトは人だ—世界人権宣言—」(黒田征太郎 絵) より

問い合わせ先 市役所本庁舎人権推進課 ☎ (0857) 20-3144